

はんの木薬局の管理及び運営に関する事項

| | | |
|---------------------------|--------------------------------------|----------------------|
| 許可の区分 | 薬局 | |
| 開設者 | 株式会社 須永商事 代表取締役 須永洋一郎 | |
| 薬局の名称・許可番号・許可年月日・所在地・有効期間 | 薬局開設許可証（別掲）を参照 | |
| 管理薬剤師氏名 | 大塚 晴義 | |
| 勤務する薬剤師氏名 (担当業務) | 大塚晴義 | 調剤・医薬販売・情報提供・相談・在庫管理 |
| 勤務する登録販売者氏名 (担当業務) | | 第二類・第三類医薬品販売・情報提供・相談 |
| 取り扱う要指導医薬品と一般用医薬品の区分 | 要指導医薬品・第1類医薬品・指定第2類医薬品・第2類医薬品・第3類医薬品 | |
| 当薬局勤務者の区別について | 薬 剤 師 | 氏名及び薬剤師と記した名札と白衣を着用 |
| | 登 錄 販 売 者 | 氏名及び登録販売者と記した名札を着用 |
| | その他の勤務者 | 氏名及び事務員と記した名札を着用 |
| 営業時間 | 月・火・水・金曜日 9:00~13:00 14:30~18:00 | |
| | 木・土曜日 9:00~13:00 | |
| 営業時間外の相談対応時間 | 24時間 | |
| 相談時・緊急時の連絡先 | 電話 | 027-289-3871 |
| | FAX | 027-289-3872 |
| | 夜間携帯 | 090-6144-1996 |

| | |
|---|--|
| 保険薬局の名称 | はんの木薬局 |
| 開局時間 | 月・火・水・金曜 9:00~13:00 14:30~18:00 木・土曜9:00~13:00 |
| 休業日 | 木・土曜午後・日曜・祝日 |
| 平成20年度より、平日は19時より(土曜は13時)以降の処方せん受付につきましては、夜間・休日等加算が算定されます。(1割負担の方で40円ほど、3割負担の方で120円ほど)ご了承ください。 | |
| 当薬局は処方せん等による医師の指示がある時は在宅で療養されている患者さま宅を訪問し、服薬指導等を行っております。 | |
| 当薬局は後発医薬品(ジェネリック医薬品)の調剤を積極的に行っております。また、後発医薬品調剤体制加算を算定しております。 | |
| 当薬局は、「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤に関する指導を行っております。 | |
| 当薬局は健康相談又は健康教室を行っています。 | |
| 調剤報酬に係る下記の施設基準を地方厚生局に届出をし、算定しております。 ●特別調剤基本料A ●後発医薬品調剤体制加算3 ●在宅患者訪問薬剤管理指導料 ●連携強化加算 ●医療DX推進体制整備加算 | |
| 取扱い公費医療等 ●生活保護 ●特定疾患 ●小児慢性特定疾患 ●自賠責保険 ●原子爆弾被爆者 ●感染症予防(新感染症・結核) ●労働者災害補償 ●障害者自立支援(精神・更正・育成) 等 | |

安心して薬局サービスを受けていただくために(お知らせ)

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

《皆様の個人情報の利用目的》

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握(副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など)
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険事務(審査支払機関への調剤報酬明細書(レセプト)の提出、審査支払機関又は保険者への照会、審査支払機関または保険者からの照会への回答など)
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う症例研究
- 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供

はんの木薬局

開 設 者:須永 洋一郎
個人情報取扱責任者:大塚晴義

(お問い合わせ先) 〒371-0031 群馬県前橋市下小出町 2-52-24

TEL 027-289-3871
FAX 027-289-3872

個人情報保護に関する基本方針(セキュリティーポリシー)

○基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」)および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」)を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

○具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- ① 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- ② 個人情報の取扱いに関するルール(運用管理規定)を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- ③ 個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- ④ 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- ⑤ 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- ⑥ 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- ⑦ 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

○相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- ① 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- ② 個人情報の開示、訂正、利用停止など(法令により応じられない場合を除く)
- ③ 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- ④ その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

令和7年4月1日

はんの木薬局

開 設 者:須永 洋一郎

管 理 薬 劑 師:大塚 晴義

当薬局の設備・機能及び処方箋応需にあたって提供するサービスの概要

1. 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。
2. 現在、約 400 品目の医薬品を備蓄しています。一部の医薬品について、十分な供給が難しい状況が続いておりますが、患者様に必要な医薬品を確保するために、地域の医療機関への情報提供や地域の薬局と在庫状況を共有し、医薬品を融通し合う取組みを行っています。
3. 当薬局は、どの保険医療機関の処方せんでも応需します。
4. 当薬局は、患者さまの服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。また、患者様の了解のもと、オンライン資格確認等システムを通じて、患者様の薬剤情報や特定健診情報を薬剤師が確認させていただいています。
5. 当薬局は、必要であれば患者さまの了解のもと、服薬状況などについて、処方医に情報提供します。
6. 当薬局は、処方せん等により医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者さま宅を訪問して服薬指導等を行います。
7. 当薬局は、災害や新興感染症発生時等において、医療機関と連携し、医薬品の供給や衛生管理に係る対応しています。
8. 当薬局は、明細書を無料で発行しています。

はんの木薬局

調剤報酬点数表（令和7年4月1日施行）

第1節 調剤技術料

令和7年3月12日、日本薬剤師会作成

| 項目 | 届出 | 主な要件、算定上限 | 点数 |
|--|----|---|---|
| 調剤基本料 | | 処方箋受付1回につき | |
| ① 調剤基本料 1 | ○ | ②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局 処方箋受付回数および集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) 月4,000回超 & 上位3医療機関に係る合計受付回数の集中率70%超 ロ) 月2,000回超 & 集中率85%超 ハ) 月1,800回超 & 集中率95%超 二) 特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中率が最も高い保険医療機関が 同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む | 注1)妥結率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の 同時受付、1枚目以外は▲20%で算定 45点 |
| ② 調剤基本料 2 | ○ | 同一グループの保険薬局の処方箋受付回数（または店舗数）の合計 および当該薬局の集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) ・月3.5万回超～4万回以下 & 集中率95%超 ・月4万回超～40万回以下 & 集中率85%超 ・月3.5万回超 & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ロ) ・月40万回超（または300店舗以上） & 集中率85%超 ・月40万回超（または300店舗以上） & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ハ) ・月40万回超（または300店舗以上） & 集中率85%以下 | 29点 |
| ③ 調剤基本料 3 | ○ | 同一グループの保険薬局の処方箋受付回数（または店舗数）の合計 および当該薬局の集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) ・月3.5万回超～4万回以下 & 集中率95%超 ・月4万回超～40万回以下 & 集中率85%超 ・月3.5万回超 & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ロ) ・月40万回超（または300店舗以上） & 集中率85%超 ・月40万回超（または300店舗以上） & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ハ) ・月40万回超（または300店舗以上） & 集中率85%以下 | イ) 24点 ロ) 19点 ハ) 35点 |
| ④ 特別調剤基本料 A | ○ | 保険医療機関と特別な関係（同一敷地内） & 集中率50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方に7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定 | 5点 |
| ⑤ 特別調剤基本料 B | - | 調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方に7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定 | 3点 |
| 分割調剤（長期保存の困難性等） ”（後発医薬品の試用） | | 1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降） 1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ） | 5点 5点 |
| 地域支援体制加算 1 | | 調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 必須1+選択2以上 | 32点 |
| 地域支援体制加算 2 | ○ | 調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 選択8以上 | 40点 |
| 地域支援体制加算 3 | | 調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 必須2+選択1以上 | 10点 |
| 地域支援体制加算 4 | | 調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 選択8以上 | 32点 |
| 連携強化加算 | ○ | 災害・新興感染症発生時等の対応体制 | 5点 |
| 後発医薬品調剤体制加算 1、2、3 | ○ | 後発医薬品の調剤数量が80%以上、85%以上、90%以上 | 加算 1 : 21点、2 : 28点、3 : 30点 |
| 後発医薬品減算 | - | 後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く | ▲5点 |
| 在宅薬学総合体制加算 1 | | 在宅患者訪問薬剤管理指導料等24回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等 | 15点 |
| 在宅薬学総合体制加算 2 | ○ | 同加算 1 の算定要件、①医療用麻薬（注射薬含）の備蓄 & 無菌製剤処理体制 または②乳幼児・小児特定加算6回、かかりつけ薬剤師24回、高度管理医療機器ほか | 50点 |
| 医療DX推進体制整備加算 1 | | 電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 45%以上、マイナボ相談ほか、月1回まで | 10点 |
| 医療DX推進体制整備加算 2 | ○ | 電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、マイナボ相談ほか、月1回まで | 8点 |
| 医療DX推進体制整備加算 3 | | 電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 15%以上 ほか、月1回まで | 6点 |
| 薬剤調製料 | | | |
| 内服薬 | | 1剤につき、3剤分まで | 24点 |
| 屯服薬 | | | 21点 |
| 浸煎薬 | | 1調剤につき、3調剤分まで | 190点 |
| 湯薬 | | 1調剤につき、3調剤分まで | 7日分以下 190点 8～27日分 190点 + 10点／1日分(8日目以上の部分) 28日分以上 400点 |
| 注射薬 | | | 26点 |
| 外用薬 | | 1調剤につき、3調剤分まで | 10点 |
| 内服用滴剤 | | 1調剤につき | 10点 |
| 無菌製剤処理加算 | | | |
| 中心静脈栄養法用輸液 | ○ | 1日につき ※注射薬のみ | 69点 (6歳未満 137点) |
| 抗悪性腫瘍剤 | | 2以上の注射薬を混合 | 79点 (6歳未満 147点) |
| 麻薬 | | 2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む） 麻薬を含む2以上の注射薬を混合（ ” ）または原液を無菌的に充填 | 69点 (6歳未満 137点) |
| 麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬） | | 1調剤につき | 麻薬 70点、麻薬以外 8点 |
| 自家製剤加算（内服薬） 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤 | | 1調剤につき 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定 | 7日分につき 20点 45点 |
| 自家製剤加算（屯服薬） 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤 | | 1調剤につき | 90点 45点 |
| 自家製剤加算（外用薬） 錠剤、ローチ剤、軟・硬膏剤、パッパー剤、リコメット剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤 液剤 | | 1調剤につき | 90点 75点 45点 |
| 計量混合調剤加算 | | | |
| 液剤 | | 1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬 | 35点 |
| 散剤、顆粒剤 | | | 45点 |
| 軟・硬膏剤 | | | 80点 |
| 時間外等加算（時間外、休日、深夜） | | 基礎額 = 調剤基本料（加算含） + 薬剤調製料 + 無菌製剤処理加算 + 調剤管理料 | 基礎額の100%（時間外）、 140%（休日）、200%（深夜） |
| 夜間・休日等加算 | | 処方箋受付1回につき | 40点 |

第2節 薬学管理料

| 項目 | 届出 | 主な要件、算定上限 | 点数 |
|---|----|---|---|
| 調剤管理料 | | 処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理 内服薬 1剤につき、3剤分まで | 7日分以下 4点、8~14日分 28点 15~28日分 50点、29日分以上 60点 |
| ① 内服薬あり | | | 15点 |
| ② ①以外 | | | 4点 |
| 重複投薬・相互作用等防止加算 | | 処方変更あり | 残薬調整以外 40点、残薬調整 20点 |
| 調剤管理加算 | - | 複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者 | 初来局時 3点 2回目以降 (処方変更・追加) 3点 |
| 医療情報取得加算 | - | オンライン資格確認体制、1年に1回まで | 1点 |
| 服薬管理指導料 | | 処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導 3ヶ月以内の再調剤 (手帳による情報提供あり) またはそれ以外 | 再調剤 45点、それ以外 59点 |
| ① 通常 (②・③以外) | | | 45点 |
| ② 介護老人福祉施設等入所者 | | ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで | 45点 |
| ③ 情報通信機器を使用 (オンライン) | | 3ヶ月以内の再調剤 (手帳による情報提供あり) またはそれ以外 | 再調剤 45点、それ以外 59点 |
| 麻薬管理指導加算 | | | 22点 |
| 特定薬剤管理指導加算 1 | | 厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 | 新たに処方 10点、指導の必要 5点 |
| 特定薬剤管理指導加算 2 | ○ | 抗悪性腫瘍剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで | 100点 |
| 特定薬剤管理指導加算 3 | | イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養 (長期収載品の選択) 等の説明、対象薬の最初の処方時1回 | 5点 10点 |
| 乳幼児服薬指導加算 | | 6歳未満の乳幼児 | 12点 |
| 小児特定加算 | | 医療的ケア児 (18歳未満) | 350点 |
| 吸入薬指導加算 | | 喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで | 30点 |
| 服薬管理指導料 (特例) | - | 3ヶ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可 | 13点 |
| | - | 処方箋受付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料等の算定患者 | 59点 |
| かかりつけ薬剤師指導料 | ○ | 処方箋受付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可 | 76点 |
| 麻薬管理指導加算 | | | 22点 |
| 特定薬剤管理指導加算 1 | | 厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 | 新たに処方 10点、指導の必要 5点 |
| 特定薬剤管理指導加算 2 | ○ | 抗悪性腫瘍剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで | 100点 |
| 特定薬剤管理指導加算 3 | | イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養 (長期収載品の選択) 等の説明、対象薬の最初の処方時1回 | 5点 10点 |
| 乳幼児服薬指導加算 | | 6歳未満の乳幼児 | 12点 |
| 小児特定加算 | | 医療的ケア児 (18歳未満) | 350点 |
| 吸入薬指導加算 | | 喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで | 30点 |
| かかりつけ薬剤師包括管理料 | ○ | 処方箋受付1回につき | 291点 |
| 外来服薬支援料 1 | | 月1回まで | 185点 |
| 外来服薬支援料 2 | | 包化支援、内服薬のみ | 34点／7日分、43日分以上 240点 |
| 施設連携加算 | | 入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで | 50点 |
| 服用薬剤調整支援料 1 | | 内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで | 125点 |
| 服用薬剤調整支援料 2 | - | 内服薬6種類以上→専門医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 重複投薬等の解消の実績あり またはそれ以外 | 実績あり 110点、それ以外 90点 |
| 調剤後薬剤管理指導料 | | 地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり | 60点 60点 |
| 服薬情報等提供料 1 | | 保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで | 30点 |
| 服薬情報等提供料 2 | | 薬剤師が必要性ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ) 保険医療機関、ロ) リフィル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員 | 20点 |
| 服薬情報等提供料 3 | | 保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで | 50点 |
| 在宅患者訪問薬剤管理指導料 | ○ | 在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画 ① 単一建物患者 1人 ② 単一建物患者 2~9人 ③ 単一建物患者 10人以上 ④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料 合わせて月4回まで (末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回 & 月8回まで) 保険薬剤師1人につき週40回まで (①~④合わせて) | 650点 320点 290点 59点 |
| 麻薬管理指導加算 | | オンラインの場合は処方箋受付1回につき | 100点 (オンライン 22点) |
| 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 | ○ | 医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可 | 250点 |
| 乳幼児加算 | | 6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき | 100点 (オンライン 12点) |
| 小児特定加算 | | 医療的ケア児 (18歳未満)、オンラインの場合は処方箋受付1回につき | 450点 (オンライン 350点) |
| 在宅中心静脈栄養法加算 | ○ | 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 | 150点 |
| 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 | | 在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応 合わせて月4回まで (末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで) 主治医と連携する他の保険医の指示でも可 | 500点 200点 59点 |
| ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 | | | |
| 麻薬管理指導加算 | | オンラインの場合は処方箋受付1回につき | 100点 (オンライン 22点) |
| 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 | ○ | 医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可 | 250点 |
| 乳幼児加算 | | 6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき | 100点 (オンライン 12点) |
| 小児特定加算 | | 医療的ケア児 (18歳未満)、オンラインの場合は処方箋受付1回につき | 450点 (オンライン 350点) |
| 在宅中心静脈栄養法加算 | ○ | 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 | 150点 |
| 夜間・休日・深夜訪問加算 | | 末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者 | 夜間400点、休日600点、深夜1,000点 |
| 在宅患者緊急時等共同指導料 | | 在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで | 700点 |
| 麻薬管理指導加算 | | | 100点 |
| 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 | ○ | 医療用麻薬持続注射療法を行っている患者 | 250点 |
| 乳幼児加算 | | 6歳未満の乳幼児 | 100点 |
| 小児特定加算 | | 医療的ケア児 (18歳未満) | 450点 |
| 在宅中心静脈栄養法加算 | ○ | 在宅中心静脈栄養法を行っている患者 | 150点 |
| 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料 | | 在宅患者訪問薬剤管理指導料または居宅療養管理指導費の算定患者 1) 疑義照会に伴う処方変更、2) 処方箋交付前の処方提案に伴う処方箋 | 残薬調整以外 40点、残薬調整 20点 |
| 経管投薬支援料 | | 初回のみ | 100点 |
| 在宅移行初期管理料 | | 在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定 | 230点 |
| 退院時共同指導料 | | 入院中1回 (末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回) まで、ビデオ通話可 | 600点 |

第3節 薬剤料

| 項目 | 主な要件 | 点数 |
|------------------------|------------------------------------|--------------------|
| 使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合） | 薬剤調製料の所定単位につき | 1点 |
| " (所定単位につき15円を超える場合) | " | 10円又はその端数を増すごとに1点 |
| 多剤投与時の過減措置 | 1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合 | 所定点数の90/100に相当する点数 |

第4節 特定保険医療材料料

| 項目 | 主な要件 | 点数 |
|----------|-----------------|------------------|
| 特定保険医療材料 | 厚生労働大臣が定めるものを除く | 材料価格を10円で除して得た点数 |

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

| 項目 | 主な要件、算定上限 | 単位数 |
|--|---|---------------------------------|
| 居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費 ① 単一建物居住者 1人 ② 単一建物居住者 2~9人 ③ 単一建物居住者 10人以上 ④ 情報通信機器を用いた服薬指導 | 《薬局の薬剤師の場合》 } 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで） | 518単位 379単位 342単位 46単位 |
| 麻薬管理指導加算 | | 100単位 |
| 医療用麻薬持続注射療法加算 | 医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可 | 250単位 |
| 在宅中心静脈栄養法加算 | 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 | 150単位 |
| 特別地域加算 | | 所定単位数の15% |
| 中山間地域等小規模事業所加算 | | 所定単位数の10% |
| 中山間地域等居住者サービス提供加算 | | 所定単位数の 5% |

調剤管理・服薬管理指導料に関する事項

・調剤管理料

患者さまやご家族から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況などの情報に加え、お薬手帳や医薬品リスク管理計画、薬剤服用歴などに基づき、薬学的な分析・評価を行います。その上で、患者さまごとに薬剤服用歴の記録や必要な薬学的管理を行い、必要に応じて医師へ処方内容の提案を行います。

・服薬管理指導料

個別に作成した薬剤服用歴などを基に、処方薬の重複投与、相互作用、薬物アレルギーなどを確認し、薬剤情報提供文書により必要な情報を提供します。また、薬剤の基本的な使用方法について説明を行います。

さらに、薬剤服用歴等を参照しながら、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の有無などを把握し、処方された薬剤を適切に使用いただくための説明を行います。薬剤交付後も、服薬状況や体調の変化について継続的な確認を行い、必要に応じて指導などの対応をいたします。

患者様に実費負担していただくサービス等について

患者様の希望に基づく次のサービス等については、実費負担をお願いしています。

- ・患者様の希望に基づき服用時点ごとに薬を一包化する場合 7日分ごとに 320円
- ・容器代金 1個 50円
- ・ビニール袋代金 1袋 5円
- ・交通事故（自賠責保険請求分） 1点 15円

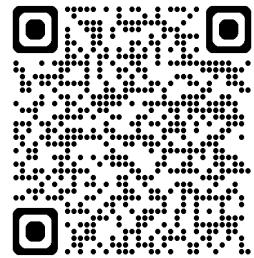
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るために
皆さまのご理解とご協力を
お願いいたします



厚生労働省

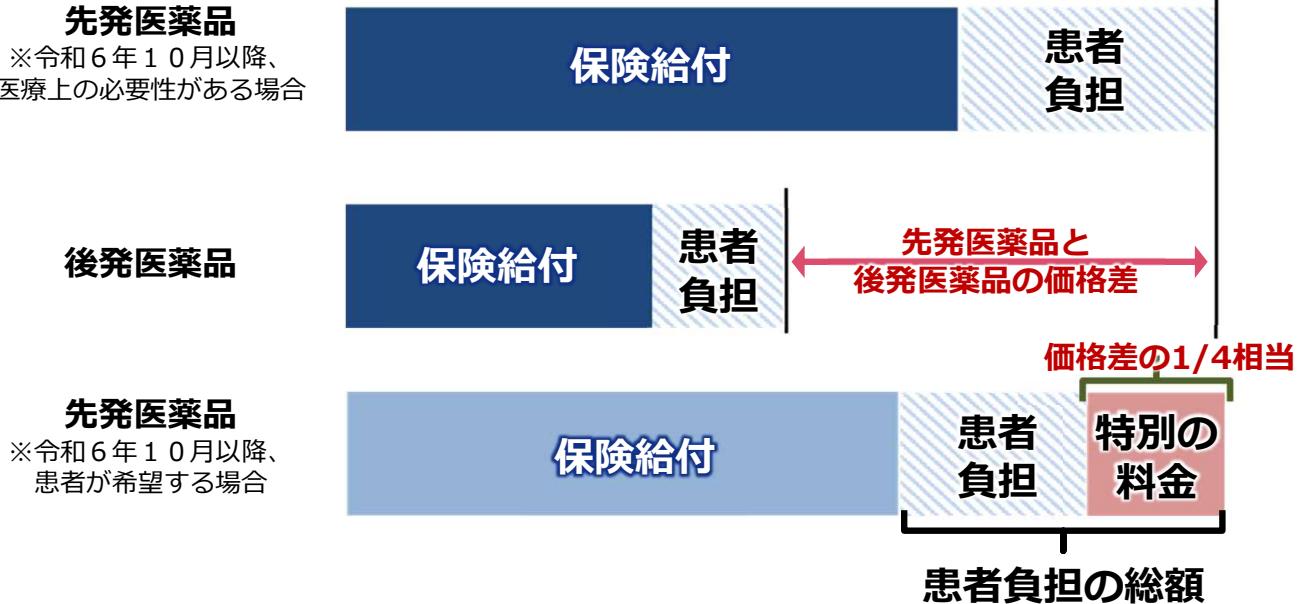
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、

差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q & A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

- A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

- A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

- A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

- A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。

利用者の皆様へ

当事業者の介護保険に関する取り扱いは以下のとおりです。

1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

2. 営業日および営業時間

月・火・水・金曜日 9時～13時 14時30～18時

木・土曜 9時～13時

木・土曜午後・日曜・祝日 休み

* なお緊急時は上記の限りではありません。

3. 利用料金（1割負担の場合）

在宅で療養されている方 518円／回

老人ホームなどで療養されている方 379円／回

又は342円／回

* 麻薬薬剤管理の必要な方は、上記金額に100円が加算されます。

群馬県知事指定介護保険事業所

番号 第104014780号

はんの木薬局

指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

(事業の目的)

第1条

- はんの木薬局（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、はんの木薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
- 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

- 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

- 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
- 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、はんの木薬局の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。ただし、国民の祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
2. 通常の営業時間は、月・火・水・金曜日9：00～13：00　14：30～18：00
木・土曜日9：00～13：00である。
3. 利用者には営業の時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、16km以内の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. はんの木薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、はんの木薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規定は令和2年9月1日より施行する。

はんの木薬局 開設者 株式会社須永商事 代表取締役 須永 洋一郎
管理薬剤師 大塚 晴義

当薬局の行っている訪問薬剤管理指導について

点数は全て1点＝10円です。

計算例：10点＝100円

(3割負担の方は30円、1割負担の方は10円の負担です)

在宅患者訪問薬剤管理指導に関する事項

在宅患者訪問薬剤管理指導料

| | |
|-------------------|-------------|
| ①单一建物患者 | 1人650点／回 |
| ②　〃 | 2～9人320点／回 |
| ③　〃 | 10人以上290点／回 |
| ④在宅患者オンライン薬剤管理指導料 | 59点／回 |

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。在宅での管理状況が改善されれば、中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合は、お申し出下さい。(担当医師の了解と指示等が必要となります)

はんの木薬局

管理薬剤師：大塚晴義

前橋市下小出町2-52-24

TEL：027-289-3871

FAX：027-289-3872



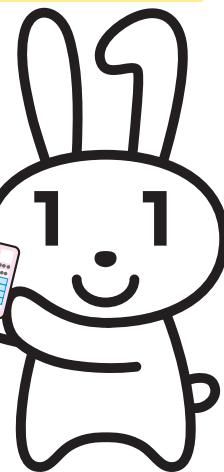
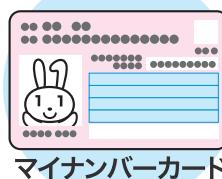
とっても
簡単!

マイナンバーカード

1

受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。

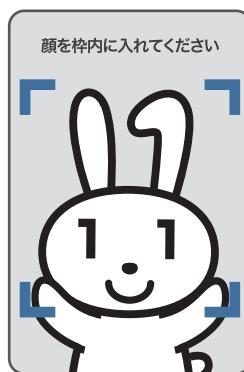


2

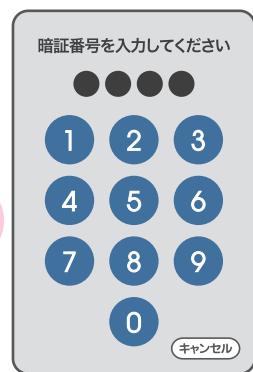
本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を
当機関に提供することに同意します。
この情報はあなたの診察や健康管理
のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意します。
この情報はあなたの診察や健康管理
のために使用します。

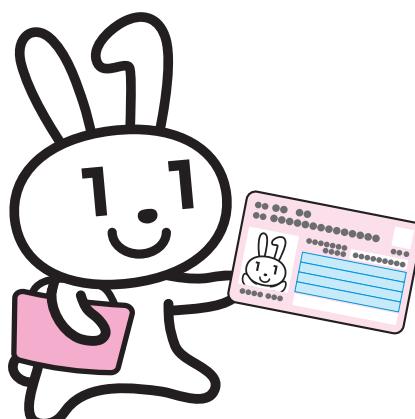
同意しない・40歳未満

同意する

4

受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れないに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

医療 DX 推進の体制に関する事項について

- ・当薬局ではオンライン資格確認等システムを通じて患者様の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。
- ・当薬局ではマイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・当薬局では電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取組を実施しています。

医療情報の取得・活用について

- ・オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤・服薬指導等を行う際に同意いただいた情報を閲覧し活用をしています。
- ・マイナンバーカードを健康保険証（マイナ保険証）として利用することを促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用する等、医療DXに係る取組を実施しています。

明細書の発行について

当薬局では、医療の透明化や積極的な情報提供の推進のため、領収証を発行する際に、
調剤報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で、医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料
で発行いたします。

明細書には使用した薬剤の名称等が記載されます。その点をご理解いただき、明細書の
発行を希望されない方は受付にてその旨をお申し出下さい。

はんの木薬局